

現場説明書

作業名 収穫調査委託
 (上小阿仁地区)

作業場所 秋田県北秋田郡上小阿仁村
 長滝外2国有林
 10ろ1林小班外 83

米代東部森林管理署上小阿仁支署

事業実行における説明事項

1. 調査数量等

調査箇所及び調査数量等については、「収穫調査委託箇所の概要」による。

2. 支給材料及び貸与品について

調査に必要な材料については、別紙1「支給材料および貸与品」に記載の物品に限り支給するものとするため、仕様書等に基づき適正な管理に努めること。

なお、材料(貸与品)及び数量は別紙1によるが、事情やむをえない場合のみ追加を認める。

3. 国有林地理情報システムの借受けについて

契約締結後は、申請により国有林地理情報システムの地図データ(シェープファイル)、衛星画像の借受けが可能です。

地図情報等の借受け後は責任を持って適正に管理すること。

4. 国有林野情報管理システムの使用について

収穫調査復命書情報の入出力は、受託者が保有するパソコンから行うが、入出力に当たり国有林野情報管理システム利用申請が必要なことから、利用申請書を提出すること。なお、調査報告書作成に係る作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については受託者の責任において用意すること。

5. 調査箇所の境界について

収穫調査箇所と隣接する小班等の境界に疑義が生じた場合は、速やかに監督員の指示を仰ぐこと。

6. 林況調査について

収穫調査箇所は、林内を十分踏査して林分状況に即した標準地を設定し、必要に応じて適切に林相区画(除外地の設定等)を行い、より精度の高い調査をおこなうこと。

7. 林道通行状況について(位置図に表示)

- ①小長滝林道:起点より約 800m 地点にて路肩崩落
- ②灰内林道:起点より約 100m 地点以降法面崩落複数あり
- ③中茂林道:起点より約 5000m 地点工事箇所より先通行不能
- ④友倉林道:起点より約 1500m 地点にて路肩崩落等あり

8. 収穫調査業務委託における溪畔周辺の取扱いについて
溪畔周辺の取扱いについては、別紙3のとおり

9. 現場説明に対する質問事項について

現場説明に対する質問がある場合は、別紙4に記入の上、署担当者に連絡すること。

別紙1

事業実行における説明事項

1. 支給材料及び貸与品について

支給する材料

物件：1号（上小阿仁地区）

項目	材料	数量	備考
区域標示	収測番号札(黄)	2,350 枚	
	収測番号札(白)	450 枚	
立木調査	標示テープ	8 巻	500m巻
	木材チョーク	19 本	—
	ナンバーテープ(皆伐等)	8 巻	1巻1000番
	ナンバーテープ(間伐等)	3 巻	
その他	各種野帳	2 冊	
	復命書整理袋	84 枚	

6年 月 日

米代東部森林管理署上小阿仁支署長 殿

受託者名

国有林野情報管理システム利用申請書

6年 月 日付けで契約した収穫調査委託契約について、「別紙 利用規約」に同意した
ので、下記により国有林野情報管理システム（仮想デスクトップを含む）の利用を申請し
ます。

記

1. 仮想デスクトップの登録ユーザー情報

登録ユーザー情報1

氏名（ローマ字姓名）：

メールアドレス：

登録ユーザー情報2

氏名（ローマ字姓名）：

メールアドレス：

※同時に使用することが見込まれる場合など、必要に応じて登録ユーザー情報を追記
してください。

※受託者共通の登録情報（共有メールアドレスなど）も可としますが、同一のユーザ
ー情報で複数の者が同時に作業を行うことはできません。

※システム管理上、登録ユーザー情報は必要最小限でお願いします。

2. 国有林野情報管理システムの利用者情報

利用者氏名1：

利用者氏名2：

※登録ユーザー情報に記載された方も含め、利用が見込まれる方の氏名を記載してく
ださい。（登録数の制限なし）

（留意事項）

1. 仮想デスクトップへログインするために必要な情報は、記載いただいたメールアド
レスへ、別途 aws (Amazon Web Services, inc.) から AppStream2.0 という英語のメ
ールが送付されます。利用マニュアルを確認し、初回登録の上、利用してください。
2. 国有林野情報管理システムのログインに必要な使用者番号は、別途森林管理署から
受託者へ連絡します。
3. 詳細は利用マニュアルをご確認ください。

別紙

利用規約

この利用規約（以下「本規約」という。）は、収穫調査委託契約に基づき、林野庁（以下「当庁」という。）が提供する国有林野情報管理システム（以下「本システム」という。）の利用条件を定めるものです。仮想デスクトップの登録ユーザー及び国有林野情報管理システムの利用者の皆さま（以下「ユーザー」という。）には、本規約に従って、本システムをご利用いただきます。

第1条（適用）

本規約は、ユーザーと当庁との間の本システムの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

当庁は本システムに関し、本規約のほか、ご利用にあたってのルール等、各種の定め（以下、「個別規定」といいます。）をすることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。

本規約の規定が前条の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の規定が優先されるものとします。

ただし、本規約の規定が収穫調査委託契約の契約書（収穫調査委託契約約款も含む。）の規定と矛盾する場合には、収穫調査委託契約の契約書の規定が優先されるものとします。

第2条（利用登録）

本システムにおいては、登録希望者が本規約に同意の上、当庁の定める方法によって利用登録を申請し、当庁がこれを承認することによって、利用登録が完了するものとします。

当庁は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

- 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
- 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
- その他、当庁が利用登録を相当でないと判断した場合

第3条（ユーザーID およびパスワードの管理）

ユーザーは、自己の責任において、本システムのユーザーID およびパスワードを適切に管理するものとします。

ユーザーは、いかなる場合にも、ユーザーID およびパスワードを第三者に譲渡または貸与し、もしくは第三者と共用することはできません。当庁は、ユーザーID とパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、そのユーザーID を登録しているユーザー自身による利用とみなします。

ユーザーID 及びパスワードが第三者によって使用されたことによって生じた損害は、当庁に故意又は重大な過失がある場合を除き、当庁は一切の責任を負わないものとします。

第4条（利用料金および支払方法）

本システムの利用は無料です。

第5条（禁止事項）

ユーザーは、本システムの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- ・法令または公序良俗に違反する行為
- ・犯罪行為に関連する行為
- ・本システムの内容等、本システムに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
- ・当庁、ほかのユーザー、またはその他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- ・本システムによって得られた情報を商業的に利用する行為
- ・当庁のシステムの運営を妨害するおそれのある行為
- ・不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
- ・他のユーザーに関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- ・不正な目的を持って本システムを利用する行為
- ・本システムの他のユーザーまたはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- ・他のユーザーに成りすます行為
- ・当庁が許諾しない本システム上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- ・面識のない異性との出会いを目的とした行為
- ・当庁のシステムに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- ・その他、当庁が不適切と判断する行為

第6条（本システムの提供の停止等）

当庁は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、ユーザーに事前に通知することなく本システムの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。

- ・本システムにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
- ・地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本システムの提供が困難となった場合
- ・コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
- ・その他、当庁が本システムの提供が困難と判断した場合

当庁は、本システムの提供の停止または中断により、ユーザーまたは第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

第7条（利用制限および登録抹消）

当庁は、ユーザーが以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、ユーザーに対して、本システムの全部もしくは一部の利用を制限し、またはユーザーとしての登録を

抹消することができるものとします。

- ・本規約のいずれかの条項に違反した場合
- ・登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- ・当庁からの連絡に対し、一定期間返答がないと当庁が判断した場合
- ・本システムについて、最終の利用から一定期間利用がないと当庁が判断した場合
- ・ユーザーが死亡し、又は解散並びに破産手続きの終了により消滅したとき
- ・当庁及びユーザーとの収穫調査委託契約が契約満了又は解除等による契約が終了したとき
- ・その他、当庁が本システムの利用を適当でないと判断した場合

当庁は、本条に基づき当庁が行った行為によりユーザーに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第8条（退会）

ユーザーは、当庁の定める退会手続により、本システムから退会できるものとします。

第9条（保証の否認および免責事項）

当庁は、本システムに事実上または法律上の契約不適合（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証していません。

当庁は、本システムに起因してユーザーに生じたあらゆる損害について、当庁の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。ただし、本システムに関する当庁とユーザーとの間の契約（本規約を含みます。）が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、この免責規定は適用されません。

前項ただし書に定める場合であっても、当庁は、当庁の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為によりユーザーに生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（当庁またはユーザーが損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）について一切の責任を負いません。また、当庁の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為によりユーザーに生じた損害の賠償は、ユーザーから当該損害が発生した月に受領した利用料の額を上限とします。

当庁は、本システムに関して、ユーザーと他のユーザーまたは第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

第10条（システム内容の変更等）

当庁は、ユーザーへの事前の告知をもって、本システムの内容を変更、追加または廃止することがあり、ユーザーはこれを承諾するものとします。

第11条（利用規約の変更）

当庁は以下の場合には、ユーザーの個別の同意を要せず、本規約を変更することができるものとします。

- ・本規約の変更がユーザーの一般の利益に適合するとき。
- ・本規約の変更が本システム利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

当庁はユーザーに対し、前項による本規約の変更にあたり、事前に、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を通知します。

第12条（個人情報の取扱い）

当庁は、本システムの利用によって取得する個人情報については、当庁「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

第13条（通知または連絡）

ユーザーと当庁との間の通知または連絡は、当庁の定める方法によって行うものとします。当庁は、ユーザーから、当庁が別途定める方式に従った変更届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時にユーザーへ到達したものとみなします。

第14条（権利義務の譲渡の禁止）

ユーザーは、当庁の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第15条（準拠法・裁判管轄）

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

本システムに関して紛争が生じた場合には、当庁の本庁の住所を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

以上

別紙 3

収穫調査業務委託における溪畔周辺の取扱に関する特記仕様書

(区域の設定について)

・溪畔周辺区域が含まれると説明された収穫調査箇所においては、区域の範囲等について監督員と打合せのうえ決定するものとする。なお、復命書に添付する施業実施計画図及び実測位置図には、沢に青色を付して凡例に溪畔である旨記載するものとする。

(主伐の調査について)

・皆伐・複層伐の調査については、溪畔周辺区域を保護樹帯として設定・区分し、必要に応じて間伐するものとする。なお、分収林等において契約どおり実行する場合は従来どおり区域全域の調査を行うものとする。

・択伐の調査については、溪畔周辺区域も含めて調査を行うものとする。なお、調査にあたっては本来成立すべき植生の維持・形成に配慮した選木とする。また、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

(間伐の調査について)

・毎木調査法による定性間伐の調査については、溪畔周辺区域も含めて調査を行うものとする。なお、調査にあたっては本来生育すべき樹種以外を選木するものとする。また、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

・毎木調査法による列状間伐の調査については、溪畔周辺区域も含めて調査を行うものとする。なお、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

・標準地調査法による定性間伐・列状間伐の調査については、調査は従来どおり行うものとするが、標準地の設定箇所は溪畔周辺区域外とする。また、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

(搬出計画図の作成について)

・搬出計画図（搬出系統図）の作成にあたっては、できるだけ水際に近い位置での森林作業道作設を想定しないよう留意するものとする。

現場説明に対する質問回答書

現場説明に対する質問事項	質問事項に対する回答